

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年4月10日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1．プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。  
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。  
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。  
また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。  
・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。  
・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けず。  
・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。  
・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

### 【2．業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。  
平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。  
また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただいています。  
なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。  
詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

### 【3．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。  
また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。  
なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。  
具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。  
（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）  
また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

( [http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html) )

( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

( 2 ) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

( 4 ) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：1 国名：モンゴル 担当：東・中央アジア部  
案件名：ウランバートル市送配電整備事業準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2013年12月中旬

2 参加要件

海外における送配電分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年4月24日から2013年4月26日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP>調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について

【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月15日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：5月下旬～6月上旬

5 業務の目的

モンゴル国では、近年の著しい経済成長に伴い電力需要が増加している。同国の人口の4割以上を占めるウランバートル市では今後毎年約6-7%の伸びで電力需要が増大すると予測されており、同国政府は対応策として新規電源開発や電力インフラの更新等の実施を掲げている。これに基づき、新規電源開発としては第5火力発電所等の建設、また老朽化した既存発電所の改修等を実施しているが、送配電分野における対策は依然として遅れている状況である。

特に、ウランバートル市における送電系統では多くの変電所が建設後30年超経過しており、老朽化に加え設備容量に余裕がなく、上述の電力需要の伸びを考慮すると、近い将来変電所の供給能力が不足することが予想される。また、配電系統でも、同市内の地中配電系ケーブルの約70%が技術的耐用年数に達し老朽化が進んでおり、その結果ケーブル等の設備事故による停電が頻発しているのが現状である。他方、電力料金に関しては、現行のレートベース方式が導入された2004年以降複数回に渡る値上げが行われているが、2014年以降は物価スライド制によるプライスキャップ規制を行い、電気事業者による電力料金設定の自由度を高める意向である。このような状況下、老朽化した関連設備の更新や、将来の需要の伸びに対応するための容量拡大や効率化等の対策、また、更には、電力料金の値上げに対する需要家の理解を得るべく、安定的で信頼性の高い電力供給を行う必要が生じている。

かかる状況を踏まえ、本調査は、モンゴル国政府機関や他ドナーからの情報を基に、ウランバートル市における送配電系統の現状及び開発計画を確認した上で、今後の送配電系統における新設及び改修のニーズを把握し、効率的かつ安定的で信頼性の高い電力供給を可能とする開発効果の高い有償資金協力候補案件を検討・提案することを目的とするものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 事業対象地域

ウランバートル市

(2) 業務内容

1. 母国の電力セクター概要の確認（既存の資料を基に作成する。）

1.1 関連開発政策の確認

1.1.1 電力政策、再生可能エネルギー政策の状況について

1.2 電力セクターの現状と課題の確認

1.2.1 電力需給状況について

1.2.2 発電設備、送配電系統設備について

1.3 電力セクターの今後の計画の確認

1.3.1 電力需給の予測について

1.3.2 発電設備、送配電系統設備について

2. UB市及び周辺の電力系統設備の現状及び今後の計画の確認
  - 2.1 電力需給の現状及び予測分析
  - 2.2 電力供給設備の現状の確認
    - 2.2.1 発電設備について
    - 2.2.2 送電系統設備（送電線路、変電所等）について
    - 2.2.3 配電系統設備（配電用変電所、配電線路等）について
  - 2.3 電力供給設備における今後の計画の確認
    - 2.3.1 発電設備について
    - 2.3.2 送電系統設備（送電線路、変電所等）について
    - 2.3.3 配電系統設備（配電用変電所、配電線路等）について
  - 2.4 送電公社・配電公社各社の対応について
3. 新規・改修計画に伴う優先度の高い事業の検討及び提案
  - 3.1 ODA事業として実施可能性の高い事業の提案
    - 3.1.1 送電系統設備について  
送電線路、変電所変圧器、移動用変圧器等について検討
    - 3.1.2 配電系統設備について  
配電自動化システムの導入について検討（含む、導入地域及び導入方法について）
  - 3.2 提案事業における本邦技術の活用可能性と優位性、他国の関連技術との比較検討
4. 優先度の高い事業に係るフィージビリティ・スタディ (F/S)の実施
  - 4.1 事業の概要（妥当性）の確認
  - 4.2 事業実施スケジュールの作成
  - 4.3 事業費積算（全体事業費及び円借款対象事業費）実施
  - 4.4 事業効果（運用効果指標、定性的効果、定量的効果（FIRR、EIRR））の確認
  - 4.5 事業実施体制・運営維持管理体制の検討
    - 4.5.1 事業実施機関の概要（組織面、財務面、技術面）の確認
    - 4.5.2 その他関連諸機関の組織概要の確認
    - 4.5.3 本事業の調達・施工体制にかかる提案と、調達手続き、支払い手続きの確認
    - 4.5.4 本事業の運営維持管理体制の概要と改善点の提案（技術協力による支援の必要があればその概要の提案を含む）
  - 4.6 本事業実施にあたってのリスクの把握と対応策の提案
  - 4.7 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策・モニタリング計画案の作成
  - 4.8 簡易住民移転計画案の作成
5. 母国側関係者に対する関連本邦技術の紹介等を目的とした研修の計画及び実施
6. ODAコスト総合改善プログラムに係るTORを追加
  - 6.1 最適計画の策定
    - 6.1.1 施工方法にかかる最適化
    - 6.1.2 施工技術にかかる最適化
    - 6.1.3 契約方式にかかる最適化
  - 6.2 適正な工期設定
- 7 成果品等
  - (1) インセプションレポート (2013年 6月下旬)
  - (2) インテリムレポート (2013年 7月下旬)
  - (3) ドラフトファイナルレポート (2013年10月上旬)
  - (4) ファイナルレポート (2013年11月上旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
  - (1) 総括/電力計画/電力需要予測（評価対象予定者）
  - (2) 送電設備及び変電設備 (評価対象予定者)
  - (3) 配電設備及び配電自動化設備（評価対象予定者）
  - (4) 通信設備
  - (5) 調達・施工計画/積算
  - (6) 経済・財務分析/組織体制
  - (7) 環境・社会配慮
- 9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。